

# 新潟市立月潟中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは特定の生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの生徒にも、どの学級・学校でも起こりうるものという認識に立ち、すべての教職員が高い人権意識を持ち、いじめをしない、させない、許さないという学級・学校風土の醸成に努める。そして、生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に徹底して取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 校内いじめ対応ミーティング

教職員がいじめを把握した場合、直ちにいじめ対応ミーティングを開催し、迅速かつ適切な対応を行う。

<構成員>管理職、生徒指導主事、情報を得た職員、いじめを受けた生徒及び行った生徒の担任・学年主任等

### (2) 運営委員会（兼生徒指導委員会）

週に一度、いじめ防止等の対策のための会を開催する。

<構成員>管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等

### (3) 職員会議

月に一度、全教職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (4) いじめ対策委員会

いじめ防止等の課題に対して学校外の人材の協力を得て、実効的な対応を協議する。特に、いじめに関する重大事態や重大な事案が発生した場合は緊急会議を開き、対応の方針や内容を決定する等組織的に対応する。

<構成員>教職員、スクールカウンセラー（SC）、社会福祉士や精神科医等の専門家、弁護士、教員・警察官経験者等の地域人材等

### (5) 中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

<構成員>小・中管理職、生活指導主任、生徒指導主事、小・中PTA会長、コミュニティ協議会長、民生委員代表、南区健康福祉課、南区警察署生活安全課等

### 3 いじめ防止のための取組

生徒一人一人の成長を促す指導に力点を置き、生徒の自立性と社会性を育み、人権意識を高め、いじめを生まない人間関係、学級・学校風土づくりに努める。

#### (1) 学級経営及び授業の充実

- 各種アンケートやHyper-QU 検査等により生徒を多面的に理解する。
- ソーシャルスキルトレーニングやSGE等を実施し、自他の理解に努めさせ、よりよい人間関係の構築に努める。
- 教職員の言動によりいじめが発生しやすい雰囲気がつくられることのないように十分注意を払う。
- 分かる授業・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

#### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。
- 「人権・絆集会」や生徒会による主体的な活動を通し、いじめ防止に向けた意識を向上させ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

#### (3) 相談体制の整備及び職員研修の充実

- 定期相談、希望相談、チャンス相談等、学級担任だけでなくすべての教職員が教育相談を行える体制を整える。また、SCとの連携等、教育相談の充実に努める。
- 教職員の資質の向上を図るため、校内研修（Hyper-QU 検査結果の考察と対応策等生徒理解を深めるための研修等）を計画的に実施する。

#### (4) 縦割りの諸活動の実施

- 縦割り諸活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

#### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生徒に情報モラル教育を行う。
- 他校や地域からの情報に迅速に対応し、いじめの早期発見、防止に役立てる。

#### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 小学校と情報交換や交流学習・体験（小中合同あいさつ運動、小中合同ボランティア）を行う。

### 4 いじめ早期発見のための取組

日頃から、生徒の話をよく聴く、寄り添う、かかわる、笑顔で話しかけたり賞賛したりする等を積み重ね、信頼関係を築くように努める。こまめな家庭訪問や電話連絡等を行い、情報提供に務める。

#### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒や保護者との信頼関係を築き、保護者との円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、SC、スーパーサポートチーム（SST）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、市教育相談センター、区教育相談室、訪問相談員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「仲間とのかかわり」についてのアンケートの実施

上記のアンケートを毎月実施する。アンケートは原則、その日のうちに複数の目で記載内容を確認し、対応すべき事案に対しては直ちに「いじめ対応ミーティング」を開催する。生徒への聴き取りは、生徒の意向を汲みながら、ていねいに行う。

(3) 日常の見取りや生活ノートを活用

生徒の休み時間の様子や課外活動の様子等、日常の観察や生活ノートの記録等から、生徒の交友関係や悩み等の情報を把握し、必要により組織的な対応を迅速に行う。

## 5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 生徒や保護者から「いじめを受けて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするために適切な方法で調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。